

平成28年10月7日

福岡市ならびに福岡市動物の愛護と管理推進協議会に対する 要求書

福岡猫被害救済委員会

代表 三瀬 博己

第1 要求の内容

- 1 福岡市は、「福岡市飼い主のいない猫との共生支援事業」（以下、「福岡市地域猫活動」と言う。）を、即時中止せよ。
- 2 福岡市は、福岡市地域猫活動による被害、すなわち生活妨害による損害について、不法行為に基づき、福岡市民の被害者すべてに対して、福岡市地域猫活動者と連帯して、即時賠償せよ。
- 3 福岡市は、動物の愛護及び管理に関する法律35条3項の通り、福岡市民より引き取りを求められた、飼い主不明の猫を、無条件に収容せよ。
また、福岡市は、違法に飼い主不明の猫の、引き取りを拒否したことにより、損害を受けた福岡市民すべてに対して、即時補償せよ。
- 4 福岡市は、現行の、福岡市動物の愛護と管理推進協議会設置要綱を破棄し、福岡市動物の愛護と管理推進協議会の各委員の任命を、解除・罷免した上で、必要と認める場合にのみ、公平・公正かつ合理的な理由により、新要綱決定および委員の選定をした後に、再度、協議会を設置せよ。

以下、要求の理由等を論述する。

第2 福岡市地域猫活動と不法行為

- 1 当会に対する、福岡市からの回答である、『「地域ねこ活動に関する住民アンケート」』においては、地域猫活動が始まってから、猫について困っていた

問題が、解決した(21件)及び軽減した(233件)との回答数が、ひどくなった(24件)及び別の問題が発生した(7件)との回答数を上回っております。また、地域内の野良猫の数が減った(189件)との回答数が、増えた(26件)との回答数を上回っております。さらに、地域猫活動を続けたほうがよいと思うかについては、続けた方がよいとの回答(81%)が、続けない方がよいとの回答(7%)を上回っております。』との、効果主張について

(1) 住民からの効果否定回答の存在

ア 「地域ねこ活動に関する住民アンケート」(以下、「住民アンケート」と言う。)の、「問7 地域ねこ活動が始まって以降、猫の問題に変化はありましたか。」について

「変わらない」が71票、「ひどくなった」が9票の合計80票で、「解決した」の6票、「軽減した」は29票の、合計35票と、効果を否定している。

イ 「問13 地域ねこ活動が始まる前に猫について困っていたことはなんですか(複数回答可)」に対しての、同「問14 地域ねこ活動が始まってから問13の問題は変わりましたか。」について

「変わらない」「ひどくなった」「別の問題が発生」の合計96票が、効果を否定している。

ウ 「問15 地域内の野良猫の数はどうなりましたか。」について

「増えた」25票、「変わらない」77票の合計102票が、効果を否定している。

エ 野良猫が、その地域内で減少したのであるならば、当然に死骸があるはずであり、その結果、被害減少等が起こる筈である。ところが、それは、何も証明されていない。また当然、地域外流出についても考えられるが、福岡市は地域外の被害等について、意図的に調査を拒否し、証明していない。

オ まとめ

よって、福岡市が主張する、福岡市地域猫活動により、福岡市地域猫活動指定地域内の、野良猫による被害および野良猫個体の減少などの、効果があるとは言えないことから、その効果を主張できない。

(2) 福岡市地域猫活動に対する、地域住民の意思の不存在（錯誤）と、瑕疵ある意思表示（詐欺）

ア 上述のとおり、福岡市地域猫活動に、野良猫による被害および野良猫個体の減少などの、効果があるとは言えない。すなわち、福岡市地域猫活動について、誤解や騙されていた場合、地域住民の意思表示、つまり福岡市地域猫活動への理解や、継続の意思表示は、錯誤ないし詐欺によるものであり、無効ないし取消しできる意思表示である。

イ 福岡市は、福岡市地域猫活動について、横浜市などを参考にしたと主張している。ところが、福岡市は、この住民アンケートを実施する前に、地域猫活動の定義を、福岡市民に対する背信的悪意により、横浜市や環境省の定義とは異なる形に、秘密裏に改竄している。

すなわち、福岡市により、福岡市地域猫活動が、ただの屋外餌やり活動に、意図的に改竄されていることを知らない以上、地域住民の意思表示、つまり福岡市地域猫活動への理解や、継続の意思表示は、詐欺によるものであり、取消しできる意思表示である。

ウ まとめ

福岡市地域猫活動に対する、地域住民の意思表示、つまり福岡市地域猫活動への理解や、継続の意思表示は、錯誤ないし詐欺によるものであり、無効ないし取消しできる意思表示である。

よって、福岡市は、福岡市地域猫活動に対して、地域住民が賛同している、好意的に見ているなどとは、主張できない。

(3) 不法行為と受忍限度

ア 野良猫への給餌による人権侵害および利益侵害について、裁判所による不法行為認定は、判例によれば受忍限度によるとされている。

すなわち、不法行為は、野良猫による生活妨害被害の程度により、認定されるものであり、仮に、野良猫による被害、および野良猫の頭数が減ったとしても、その被害の程度が受忍限度を超えていれば、当然に不法行為であることから、福岡市の主張は無意味である。

(ア) 地域猫活動に対して、不法行為等を認定された例

a 野良猫等への給餌行為ならびに地域猫活動への、東京地方裁判所三鷹支部による、不法行為認定と賠償命令

b 同時に、給餌行為の禁止が、愛管法等に反しない判断

(イ) 福岡その他地域における。野良猫への給餌が不法行為とされた例

a 当会代表三瀬の民事訴訟での、野良猫への給餌行為者に対する、福岡地裁・高裁による、不法行為認定と賠償命令

b 平成27年に報道された。福岡地裁による、不法行為認定と55万円の賠償命令

c 神戸地裁による、野良猫への給餌ならびに提訴に対する、名誉棄損が不法行為認定と賠償命令

イ まとめ

よって、動物愛護主張による、いかなる給餌行為も、単なる独善的な主張であり、それによる損害へ、賠償義務が発生する事は明白である。

2 福岡市地域猫活動およびTNR活動等の、給餌屋外飼育行為者による、被害等の具体例について

(1) 給餌行為および杜撰な飼育管理での生活妨害による人権侵害等事例

ア 騒音

(ア) 猫による喧嘩や盛り

(イ) カラスの集積

イ 悪臭

糞尿およびキャットフード等の餌の臭い

ウ 動産や不動産等の損害

(ア) 猫による、動産損壊や損傷

(イ) 爪研ぎによる、動産や不動産の損壊・損傷

ウ 土壌汚染等による地域保健衛生環境の悪化

(ア) 猫の死骸の遺棄・放置による腐敗および腐敗菌によるもの

(イ) 伝染病等の疾病原因

(ウ) ゴミ袋荒らし

エ 他動物集積

ゴキブリ等

オ 日本古来の生物多様性の破壊

カ 農作物等への損害

キ 道路交通行政及び運転者に対する被害

交通事故による身体生命および車両等、ならびに道路施設の損壊等による損害

ク 地域内の軋轢による、人間関係の不安定化

被害者と反省なき加害者（給餌者等）の対立と争議化

(2) 地域猫活動およびTNR活動の問題点

ア 決められたルールの無視

イ 理解を得ない、一方的な地域猫活動等の開始および継続

ウ 虚構の活動および効果の流布と詐欺行為

屋外飼育による、当然の上述被害発生と効果の詐称

エ 指定地域範囲の非論理性

(3) 新たな差別の温床

ア 給餌被害者に対しする侮辱や名誉棄損

特定の動物愛護思想による、数々の罵詈雑言は、責任転嫁や名誉棄損のみならず、明白な差別であり、それは以下の通りである。

(ア) 「動物が処分されるのは、人間のせいである」

(イ) 冷たい人間である

(ウ) 動物の気持ちがわからない人間である

(エ) 動物愛護は教育に良いにもかかわらず妨害する

(オ) 動物を愛せないのは、動物虐待および犯罪者予備軍である

イ 殺処分従事者への差別的言動

他自治体職員の例として、『連日の子猫の殺処分に追われてストレスがたまり、精神が病んでしまった』と言う、協議会委員の発言が存在する。

しかしこれは、個人の職業適性の問題であり、あたかも殺処分に問題があるかのような主張は、特定の職種や業種に対する、明白な差別である。

(4) まとめ

損害の多さ大きさのみならず、新たな差別等を生み出している。

第3 結論

上述の通り、地域猫活動やTNRを含む、特定の動物愛護思想のみによる、福岡市動愛管行政が、人権侵害等を誘発していることについて、福岡市は当然に知っていながら、福岡市民に対する背信的悪意により、意図的に無視している。

このことは、不当のみならず、違憲・違法・不法な行為であるばかりか、新たな差別を生み出している状況である。

よって、第1の要求を速やかに実行するとともに、他に当会や福岡市民から、被害等の相談苦情があった場合は、適切に対応するとともに、その事実を詳細に公表するなどの、福岡市動愛管行政の改善を強く求める。